

いいやまブナの森倶楽部 会則

第1条 (名称)

この会は、「いいやまブナの森倶楽部」(以下「倶楽部」という。)と称し、事務局を「一般社団法人 信州いいやま観光局 (なべくら高原・森の家)」に置く。

第2条 (目的)

倶楽部は、ブナの森を中心とした鍋倉山麓の環境保全と資源活用型の有効な観光発展と、100年後の自然と人間の有機的な共生をも視野に入れた活動を行うことを目的とする。

第3条 (組織)

倶楽部は前条の目的に賛同する団体及び個人をもって組織する。

第4条 (活動)

倶楽部は、第2条の目的達成のため次の活動を行う。

1. 鍋倉山麓の環境調査及び資源保全活動
2. 円滑な観光利用の推進活動
3. 自然及び観光等の情報交換と情報発信活動
4. イベント及びセミナー等の開催
5. グループ及びボランティア等の育成活動
6. その他目的達成に必要な活動

第5条 (役員及び参与)

1. 倶楽部に、次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
2. 倶楽部に、参与若干名を置く。
3. 倶楽部に、監事若干名を置く。

第6条 (役員を選出)

役員は、総会において会員の中から選出する。

第7条 (役員及び参与の職務)

1. 会長は、倶楽部を代表し職務を総理する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代行する。
3. 参与は、倶楽部の組織、運営に参与する。
4. 監事は、財産状況の監査と、総会における報告を行う。

第8条 (総会)

総会は会長が招集する。

第9条 (運営)

倶楽部の運営経費は、負担金、寄付金、助成金及びその他収入を充てることが出来る。

第10条 (補則)

この会則に定めるものの他、倶楽部の運営に関し必要な事項は、倶楽部の会議を経て会長が定めるものとする。

付則 この会則は平成12年3月25日より施行する
平成22年4月1日改正